

23地福第1429号
平成24年3月13日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会会長 様

愛知県健康福祉部長

(公 印 省 略)

生活福祉資金貸付（福祉資金[緊急小口資金]）の特例にかかる受付に
ついて(通知)

このことについて、平成24年3月9日付け社援発0309第1号で厚生労働省社会・援護局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、適切な取扱いをしてください。

また、市区町村社会福祉協議会への周知についてもよろしくお願いいたします。

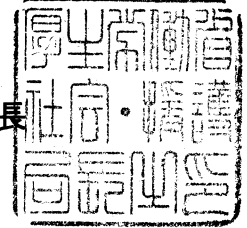
担 当 地域福祉課地域福祉・施設グループ(大井)
電 話 052-954-6262(ダイヤルイン)
ファクシミリ 052-954-6945

大
写

社援発0309第1号
平成24年3月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



生活福祉資金貸付（福祉資金 [緊急小口資金]）の
特例にかかる受付について

東日本大震災により被災した世帯に対する緊急小口資金の貸付けの運営については、平成23年3月11日付社援発0311第3号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金 [緊急小口資金]）の特例について」により実施されているところであるが、同通知第4の（3）のイに規定する受付期間については下記のとおりとすることとしたので通知する。

なお、東日本大震災により被災した世帯に対する生活福祉資金貸付の特例については、平成23年5月2日付社援発0502第3号厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「生活復興支援資金」による特例措置を講じているところであり、貸付金の必要な時期に交付が行われるよう迅速な貸付決定に引き続き配慮願いたい。

記

受付期間は、平成24年3月31日までとする。



23地福第1453号

平成24年3月16日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会会長 様

愛知県健康福祉部長

(公 印 省 略)

愛知県災害被災者支援資金の貸付の受付について(通知)

愛知県災害被災者支援資金の貸付については、平成23年4月から生活福祉資金(福祉資金[緊急小口資金])の特例にかかる貸付に上乗せして実施しておりましたが、平成24年3月13日付け23地福第1429号で本職から通知したとおり、特例にかかる貸付の受付が平成24年3月31日をもって終了されることから、本支援資金の貸付の受付についても、同日をもって終了しますので、御承知の上、適切な取扱いをしてください。

また、市区町村社会福祉協議会への周知についてもよろしくお願いいたします。

担 当 地域福祉課地域福祉・施設グループ(大井)

電 話 052-954-6262(ダイヤルイン)

ファクシミリ 052-954-6945

東日本大震災の被災者支援のための

愛知県災害被災者支援資金貸付事業

この度の、東日本大震災に際し、被災地の方々には心よりお見舞い申し上げます。

愛知県では、東日本大震災により本県へ避難された方のうち、当分の間本県に居住する方を対象に、生活福祉資金（緊急小口資金：限度額 10 万円（条件により限度額 20 万円））の貸付に上乗せする形で、最大 30 万円まで貸付を行います。

【貸付金の対象者】

東日本大震災により被災し、愛知県に避難された方のうち、当分の間愛知県に居住される方。

【貸付金額】

愛知県での当面の生活費 最大 50 万円

〔愛知県災害被災者支援資金（上限 30 万円）
生活福祉資金（上限 20 万円）〕

【貸付要件など】

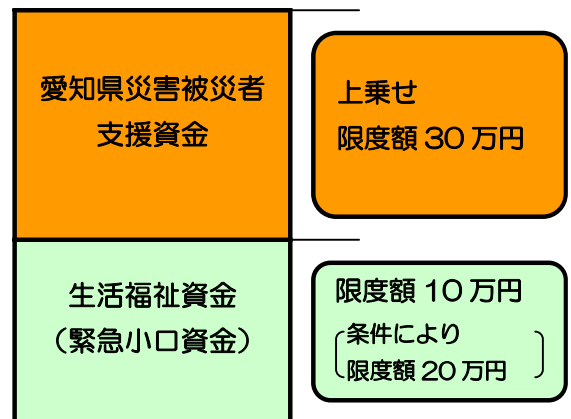
- ・ 据置措置：貸付の日から 1 年以内
- ・ 償還期間：据置期間経過後 2 年以内
- ・ 貸付利率：無利子
- ・ 連帯保証人：不要
- ・ 貸付条件：生活福祉資金（緊急小口資金）を借りる場合に、上乗せして貸付



【お問い合わせ先】

お住まいになられた愛知県内の市区町村社会福祉協議会又は愛知県社会福祉協議会（裏面に連絡先一覧があります）

貸付制度イメージ図



【貸付にあたっての注意事項】

お申し込みの際には、

- ・ 災証明書
- ・ 被災証明書
- ・ 運転免許証
- ・ 世帯構成のわかる資料（住民票の写し）など

本人確認ができるものを、できる限り持参してください。